

池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター



～新春だより～<https://ikedalawoffice.com> 令和3年1月 第26号



明けましておめでとうございます。新しい年を迎えられたことを寿ぎ、皆様に感謝申し上げます。今年もよろしくお願いいたします。

昨年は、コロナウイルス禍で明け暮れましたが、皆様は、いかがお過ごしでしたか。緊急事態宣言が発令され、当事務所も、4月は、出勤者を最小限にとどめ、リモートワークで対応しておりましたが、5月以降順次、業務を復旧してきました。毎年10件程度行ってきた事務所セミナーも3月以降中止はしたものの、9月から再開し、年内5回を開催しました。今年も、コロナの感染状況を見ながら、引き続き、皆様方の生活や業務に役立つ情報を提供することを目的に、コロナ対策を施しつつ、セミナーを企画していきたいと思いますので、ふるってご参加ください。

さて、コロナ禍で、私生活の在り方や職場その他の社会関係が一変しました。仮に、コロナ禍が終息したとしても、新興感染症は今後も現れ、デジタル化・IT化のドライブがかかった非接触社会が新常态となることは、避けられないこととなるでしょう。お互いを感染源とみざるを得ない中で、孤独に陥ることなく人とのつながりを保ち、情緒的にも安定した社会生活を営んでいく努力や工夫もこれからは必要になってきます。それにしても、誰はばかりことなく、早く「不要不急」の楽しみに浸ることが出来ることを願うばかりです。

「マスクしてコロナウイルスに抗へば 不要不急のものらかがやく」（馬場あき子）

＜池田伸之＞

パンデミックと呼ばれる新型コロナウイルスの感染症の世界的な大流行で、人同士の接触制限やこれに伴うサービスや物流のストップは、ショック状態を引き起こしました。感染の終息は未だ不透明ですが、様々な変化は、私たちに物事を考えるきっかけを与えてくれました。そして、思い切ってリセットできることも。「グレイト・リセット」は2021年のダボス会議のテーマだそうですが、経済成長を重視した社会から人の幸せを中心とした社会への転換を志向する傾向は、今まで以上に強まっていくと想像します。

「幸せ」に関する学術研究も最近盛んに行われているようです。未来は無限の可能性があると信じたいです。リセットすることを怖がらず、変えるべき先にあるものをイメージすることも大事なことだと思えます。もっとも、ステークホルダーが複雑に絡み合うこの頃、一人で変革できること、一つの組織で改編できることは、限られます。人とつながること、コミュニティとつながること、社会とつながることなど、今年も、皆様とのつながりを公私ともに大切にしたいと願っています。

＜池田桂子＞

ニュースレター第26号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikedalawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。



相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM～5:30PM

内部通報窓口、外部通報窓口の整備を しましょう



<小澤尚記>

令和2年6月に公益通報者保護法の改正がなされました。

この改正公益通報者保護法は、6月12日の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

改正法では、300人超の従業員を抱える事業者には、内部通報制度の導入が義務づけられました（300人以下でも導入の努力義務があります。）。

事業者は、内部通報に適切に対応するために必要な体制、具体的には、窓口を設置し、調査、是正措置等を講ずる体制を、施行までの残り1年半程度で構築する必要があります。

そして、内部通報の窓口は、事業者内部の通報担当部署とする内部通報窓口、事業者外部の弁護士事務所などを通報窓口とする外部通報窓口とに分かれます。

外部通報窓口であれば、事業者内部の事情に係無く公平に通報を受けられると期待できますので、従業員が通報しやすいというメリットがあります。

ところで、経営者の皆さまには、内部通報そのものをいかなるものかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、企業や組織内部での不正等が、内部通報窓口ではなく、外部に先に知れ渡り、外部から

批判されるようなことになれば、自浄作用を発揮できない事業者と評価されることになりかねません。インターネット上に様々な情報を気軽にアップできるようになっている昨今、一度、ネット上に広がった情報を消し去る方法はないため、ネットに組織内部での不正等が書き込まれるといったことになれば、取り返しがつかなくなります。

また、企業や組織内部での不正等を、いち早く社内では把握できれば、病気の早期発見、早期治療と同じで、軽症で問題を解決することもできます。そもそも、不正等は、組織としての劣化や従業員の前例踏襲の思考停止からも生じるものですが、それを早期に発見、対応できれば、組織の再生にもつながります。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で様々な経営上の課題が突然降りかかってきた1年であると思います。

令和3年は、自社の現状を再度見つめ直し、内部通報窓口の設置を検討し、具体的に設置してみてはいかがでしょうか。

私たち弁護士も、内部通報がより良く機能するよう、内部通報窓口の整備支援や事務所として外部通報窓口となるなど様々な形でサポートさせていただきます。

建設業関係者のアスベスト（石綿） 健康被害について



<山下陽平>

従前、建設現場では、大量のアスベスト（石綿）が使用され、健康被害の原因となってきました。元建設作業員による健康被害についての賠償を求める裁判が相次いでおり、全国6つの高等裁判所で判決が出ています。最高裁判所による判決は、令和3年早々にも出される予定です。以下、建設現場でのアスベスト健康被害の救済について簡単に説明します。

Qアスベスト健康被害はどんな病気ですか？

A①肺がん（石綿肺所見等のあるもの）、②中皮腫、③びまん性胸膜肥厚、④良性石綿胸水、⑤石綿肺です。なお、これらの病気は労災の対象でもあります。

Q建設現場のどのような作業が損害賠償の対象となりますか？

△6つの高裁判決によると、屋内での建設材料の加工作業（6判決全て）、石綿吹付作業（3判決のみ）、屋外での建設材料の加工作業（1判決のみ）が対象とされています。

Qいつ働いていた人が対象ですか？

△各判決により異なりますが、一番早いケースでは、屋内で建設材料を加工する作業について昭和49年1月1日時点で、吹付作業については昭和47年10月1日時点で適切な規制をすべきだったとしています。なお、屋外での建設材料加工については、平成14年1月1日時点とされています。

Qまだ病気になっていませんが、準備をしておい

たほうがいいですか？

△当時の建設現場での作業の様子などをご本人や同僚の陳述書として証拠化しておく必要があります。現時点で健康被害がなくても、関係者は高齢の方が多いでしょうから、発症時には証言を得られない可能性があります。当時の同僚と連絡を取る、陳述書を作成するなどの準備をしておく必要があります。

アスベスト問題についての相談は無料で対応します。お近くに昭和40年後半以降、建設現場で働いておられた方がいらっしゃったら、「とりあえず無料相談だけでもしてみたら？」と当事務所をご紹介します。



<川瀬裕久>



不要な土地はどうすればいいですか？



田舎の土地を相続したが、使い道がなく税金だけがかかるので手放したい、どうしたら良いか、という相談を受けることがあります。

国や自治体に寄付したいという方もいるのですが、国や自治体がその土地を利用する理由がなければ寄付は受け付けてもらえないのが通常です

（財務省のウェブサイトでも、「行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト（国民負担）が増大する可能性等が考えられるため、これを受け入れておりません。」とあります。）。

それでは、所有権を放棄することは可能でしょうか。

民法239条2項は「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」と規定していますが、不動産の放棄の可否やその方法については何も規定がありません。そのため、不動産の放棄が可能か否かははっきりとしませんし、仮に理論上は放棄が可能であるとしても、登記手続きができないというのが現状です。

相続前であれば相続放棄をする、あるいは次世

代の相続人に相続放棄をしてもらうという方法も考えられます。確かに、相続放棄をすれば、土地を引き継ぐ必要はなくなりますが、一部の財産だけを相続放棄することはできませんので、他の財産も相続できなくなります。また、相続放棄をしても、次順位の相続人が相続財産の管理を始めるまでは、相続放棄者にも財産管理義務が課せられています（民法940条1項）。したがって、相続人が全員相続放棄をした場合には、相続財産の管理人を家庭裁判所に選任してもらわなければ、完全に責任を免れることはできません。しかしながら、この申立には原則として予納金（数十万円～）を納める必要があります。

こうした現状を踏まえ、現在、土地所有権の放棄制度、あるいは、土地の所有権の国への移転を認める制度の創設に向けた動きがあります。現在の議論状況からすると、建物が存在する土地や境界が明らかでない土地は対象から除外されるなど、どんな土地でも放棄・移転できるわけはなさそうですが、扱いに困っている土地をお持ちの方は、ぜひ動向に注目してみてもいいかもしれません。

相談予約方法



下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM



Youtuberにはなれないけれども



<藪内遥>



様々な企業が、毎年「小学生になりたい職業ランキング」を発表しています。例年、スポーツ選手やパティシエなどが人気のようですが、学研ホールディングスの調査では、2019年度（本コラム執筆現在で2020年度版は未発表でした。）の小学生男子の1位は「Youtuberなどのネット配信業者」だったそうです。

人気Youtuberの華やかな活躍を見ていると、小学生が憧れる気持ちも何となくわかります。かく言う私も、お気に入りのYoutubeチャンネルがあり、Youtubeライフを楽しんでいます（特に魚を捌く動画が気に入っています。）。

さて、最近は企業はもちろん、各士業もYoutubeでの動画配信や、Twitter、Instagram、FacebookといったSNSを広報の媒体として活用しています。当事務所も、Facebookのページを持っています（セミナーの様子や法律コラムの更新情報をアップしていますので是非覗いてみてください！）。

動画配信やSNSでの広報は、インターネット上の拡散力がプラスにもマイナスにも働きうるので、掲

載情報に慎重になる必要はありますが、上手に活用すれば販路が開けてとても良いのではないかと思います。

前置きが長くなりましたが、当事務所も、Youtubeを活用していくことになりました。まだまだ試行錯誤中ですが、記念すべき第1弾として、藪内が、「医療機関のための個人情報保護法入門」というタイトルでミニセミナー動画をアップしました（当事務所のホームページトップ「INFORMATION」からアクセス可能です。）。

今回の動画は15分ですが、次回はより短時間の皆様に気軽に見ていただけるようなコンテンツを作成したいと思っています。

Youtube動画を撮影してみて実感したのが、Youtuberのテンポの良さ、編集力の高さです。簡単そうに見えて全く簡単ではなく、何事も慣れと経験というのは大切だと感じました。

Youtuberへの道のりは遠いですが、楽しいコンテンツ作りを目指そうと思いますので、皆様のアクセスをお待ちしております。



出生から死亡まで、一生ついて回るものが名前です。



<石田美果>

名前は、親が子どもの幸せを願ってつけるものですが、カタカナ音に漢字を当てはめたような名前など、極めて難読であったり、個性の強いものであったりすると、場合によっては、子どもが社会生活上不利益を被ることがあります。そのため、子どもが大きくなって自らの名前を変えたいと望む場合があります。

現在、読み仮名については、戸籍法に規定がないため、戸籍に登録されていません。したがって、「洋子（ひろこ）」から「洋子（ようこ）」など読み仮名のみを変える場合、戸籍に関して何らかの手続を行う必要はありません。

では住民票はどうでしょうか。住民票に読み仮名を記載している自治体もあれば、記載していない自治体もあり、対応は様々です。住民票に読み仮名が記載されている自治体では、市町村役場で読み仮名の変更を申し出れば、比較的簡単に変更をすることができます。

一方、名前の漢字を変更したい場合には、家庭裁判所の許可が必要となります。

この場合、単なる個人的な趣味や感情等による変更は認められず、現在の名前では社会生活において支障を来すなど、正当な事由がないと認められません。

過去には、「王子様」と名付けられた男性の改名が認められ、話題になりました。これに対して、「王白石」と名付けられた子の改名については、「社会生活上著しい支障が生ずるという段階にまで達しているとは認められない」として改名が認められませんでした。正当事由の存在については、現在の名前により如何に被害を被っているのかを具体的、説得的に主張する必要があります。

この他、性同一性障害との診断を受けている男性（女性）が、その名を女性的（男性的）な名前に変更することが認められたケースがあります。

名前の変更についてお悩みの方は、当事務所までご相談ください。



私的絵画百選 ⑭

(第1画)



(第2画)



(第3画)



『ナスタジオ・デリ・オネスティの物語』
サンドロ・ボッティチェリ Sandro Botticelli
1445-1510 イタリア 初期ルネサンス

1483年頃作、ブラド美術館所蔵
テンペラ・板、各83cm×138cm
(残り1枚は米国個人蔵)

片思いに悩む青年が森の中を歩いていると、剣を振りかざした騎士が若い女性を追いかけていました(第1画)。騎士が言うには、美女に片思いをしていたが相手にされず悲観して自殺した(キリスト教では自殺は大罪)。しばらくすると女性は、また騎士に追われています(第2画の奥)。青年は友人たちと宴席を設けます(第3画)。自殺でもされたらこまると、女性は青年のプロポーズを承諾したのでした。

豊かな色彩が妙に陰鬱さを感じさせるこの絵はルネサンスの画家、ボッティチェリが、ボッカッチョという作家の「デカメロン」という小説(1353年)の第5日の第8話の場面を題材に描いたものです。有名な「ヴィーナスの誕生」の少し前に描きました。デカメロンでは、1348年に大流行したペストの流行した暗黒時代、ペストから逃れるため男女10人がフィレンツェ郊外の村に引きこもり、モラルや愛の駆け引き、権力などについて語り合います。10人が10話ずつ語る全百話、ユーモアと艶と笑いに満ちています。

事の始まりは昨年の日本に酷似。腫物、紫斑、咳込む船員を載せた船がシチリアの港に1347年に到着。「ペスト(黒死病)」の名が付けられました。ヴェネツィアでは船を40日間港に留め置き、船員を下船させませんでした。この「40日」を意味するイタリア語quarantenaはのちに「検疫」を意味する英語となりました。空気感染が噂され、部屋を区切る大きなタペストリーが流行り、風呂嫌いになった人々は香水をつけました。

ペストは欧州中世の社会構造をがらりと変えました。そして、この時期に、ダ・ヴィンチ、ニュートンなど多くの偉人が誕生し、ルネサンスの時代へとつながっていきました。ペストは14世紀のヨーロッパ、そして世界を恐怖のどん底に叩きつけました。人口の3分の1が亡くなるという異常事態でした。

単に人口が減っただけでなく、ヨーロッパの中世社会を根底からぐらつかせました。権力構造ががらりと変わり、封建社会の教皇をトップとした教会社会はペストの流行にはあまりに非力で、宗教儀式や祈りを捧げてても効果が出ず、もう一つの権力者である封建領主も地位が低下し、農民の死亡で年貢の取り立てができなくなりました。しかし、農民には賃金が支払われ相対的に力をつけました。教会、領主の2つの権力の失墜は、新たな社会に向かうきっかけとなりました。人間解放運動です。

ペストの流行は続き、17世紀後半には英国で広まりました。ニュートンは大学で研究生活を送るつもりでしたが休校になって、故郷に帰り、リンゴが木から落ちるのを見て、膝を打ちました。そして、万有引力の法則や微分積分も発見しました。ニュートンはこの期間をのちに「創造的休暇」と呼んでいました。

リモートワークやオンライン作業が日常となりつつある今、「コロナ後」の世界では、何が現れるのでしょうか。「ボーっと生きてんじゃねーよ」と叱られないよう、創造力豊かに生きなければ！
＜池田桂子＞